

4月から次の地域で下水道が利用できるようになりました。公共下水道整備済地域にお住まいの人は早めの接続にご協力をお願いします。

- ・若泉2丁目の一部
- ・若泉3丁目の一部
- ・中央3丁目の一部
- ・東台5丁目の一部
- ・日の出4丁目の一部
- ・小島4丁目の一部
- ・小島5丁目の一部
- ・朝日町1丁目の一部
- ・朝日町2丁目の一部
- ・児玉町児玉の一部

■下水道受益者負担金Q&A



- Q** 負担金は誰が納めるのですか？
- A** 平成28年度（一部平成27年度）に整備した区域内にある土地の所有者又は権利者に納めていただきます。
- Q** 負担金の額はどれくらいですか？
- A** 土地の面積1㎡当たり300円を乗じて得た額になります。

20回に分けて納付する分納と、1年分や5年分など年額分をまとめて第1期（毎月6月末日）に納付する一括納付があります。一括納付の場合、納付する年数・金額に応じて一括納付報奨金が交付されます（実際には、報奨金を差し引いた金額で納付）。納付書は、6月初旬に受益者に送付します。納付については、便利な口座振替が利用できますので、ぜひご利用ください。

■下水道事業 受益者負担金制度

公共下水道は、道路・公園などの公共施設と違い、利用できる地域の人に限られています。そのため、下水道を税金だけで整備すると、下水道が利用できない人も建設費を負担することになり、「公平な負担」の原則に反します。そこで、下水道を利用できる人（受益者）が建設費の一部を負担することにより、下水道を整備しています。

- Q** 負担金の納付について、免除の制度はありますか？
- A** ありません。ただし、田・畑・山林等は、宅地として利用するまで、70%を猶予することができま。なお、猶予には、猶予申請書の提出が必要で。
- Q** 負担金の納付方法はどういう方法がありますか？
- A** 算出した金額を5年に分割し、さらに1年を4期（合計

20回）に分けて納付する分納と、1年分や5年分など年額分をまとめて第1期（毎月6月末日）に納付する一括納付があります。一括納付の場合、納付する年数・金額に応じて一括納付報奨金が交付されます（実際には、報奨金を差し引いた金額で納付）。納付書は、6月初旬に受益者に送付します。納付については、便利な口座振替が利用できますので、ぜひご利用ください。

Q 受益者（納付する人）が変わった場合は、どのようにすればよいですか？

A 負担金を分割で納付中に、相続や売買などの理由で、その土地の受益者に変更があった場合は、速やかに受益者異動申告書を下水道課に提出してください。なお、届出のあった日以前にかかる負担金は、変更前の受益者の負担になります。

※受益者異動申告書は、下水道課（市役所2階）で配布又はホームページからダウンロードできます。

市役所の組織変更

★企画課 ☎1157

4月1日から組織の一部を次のとおり変更しました。

- 課の新設
 - ・道路管理課（管理係・用地係）
 - ・道路整備課（道路街路係・道路維持係）
- 課の廃止
 - ・建設課
 - ・市街地整備課
- 係の新設
 - ・市民活動推進課 施設運営係
 - ・都市計画課 市街地整備係
- 係の廃止
 - ・子育て支援課 金屋保育所※保育所休所のため

窓口が変更になります

- 市民活動推進課窓口の変更
 - ★市民活動推進課 ☎1118

市民活動推進課
市民活動推進係、人権推進・男女共同参画係
旧 はにぼんプラザ 新 市役所3階
※はにぼんプラザ及び「はにぼん」に関する業務は、施設運営係（☎0828）がはにぼんプラザで行います。

- 狂犬病予防業務の窓口変更
 - ★環境推進課 ☎1173

旧 本庄市保健センター
新 環境推進課（市役所4階）
※手続きは、環境産業課（アスピアこだま内）でも受け付けます。

心身障害者の「軽自動車税・自動車税・自動車取得税」が減免になります



下表に該当する心身障害者が要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき1台に限り、軽自動車税・自動車税・自動車取得税が減免になります。

【要件】 次のいずれかに該当する場合

- ① 車両の所有者及び運転者が該当者本人又は、該当者と生計をともにする人の場合
 - ② 該当者のみで構成される世帯が所有する車両を、常時介護する人が運転する場合
- ※軽自動車税の減免ではその他該当する場合があります。詳しくは、課税課へお問い合わせください。

【手続き】

	軽自動車等※毎年申請が必要	普通自動車
申請場所	課税課（市役所1階） ※継続申請の人は、市民福祉課（アスピアこだま内）でも手続きできます。	県内各県税事務所、自動車税事務所及び各支所（大宮・熊谷・所沢・春日部）
手続きに必要なもの	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証 ・納税義務者の印鑑 ・運転者の自動車運転免許証 ・自動車検査証 ・納税通知書 ・納税義務者の通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）※普通自動車は不要 ※その他、必要な書類がある場合があります。	
申請期間	5月1日(月)～31日(水)	～5月31日(水) ※減免登録済みの場合は改めて申請を行う必要はありません。
問合せ先	課税課 ☎1122 ・ ☎1191 市民福祉課 ☎1333 ・ ☎1191	《自動車税の問合せ》 本庄県税事務所 ☎6100 ・ ☎2844 《自動車取得税の問合せ》 自動車税事務所熊谷支所 ☎048-532-8011

【減免の対象となる障害の区分及び級】

★障害福祉課 ☎1125 ・ ☎1963

手帳の種類及び障害の区分	減免の対象となる障害の級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級又は3級
体幹	1級から3級まで及び5級
聴覚	2級又は3級
視覚	1級から3級まで及び4級の1（4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12）
音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限りま。）
平衡感覚	3級
上肢	1級又は2級
下肢	1級から6級まで
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能（上肢）	1級又は2級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能（移動）	1級から6級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。
療育手帳	㉠又はA
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている人

※障害名が「左半身不随」のような場合は、障害の区分ごとの等級（上肢〇級、下肢〇級）により判定します。